

## 第3 ワーキンググループの重点的な審議課題

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| ( 1 ) 統計データの有効活用の推進                                 | ..... | 1 |
| ( 2 ) 効率的な統計作成 - 行政記録情報等の活用 -                       | ..... | 2 |
| ( 3 ) 統計の評価を通じた見直し・効率化 - 「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上 - | ..... | 3 |
| ( 4 ) 緊急ニーズへの対応 - 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応 -  | ..... | 4 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 事項               | 3 - ( 1 ) 統計データの有効活用の推進   |
| 選<br>定<br>理<br>由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票情報の二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供）や、統計データのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の活用など、統計データの有効活用の推進については、統計法及び基本計画に掲げられた公的統計の有用性の向上を図るための重要な視点となっており、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。</li> <li>・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、提供開始から3年を経た二次的利用の実態について、基本計画に盛り込まれた事項を中心に精査するとともに、例えば、教育コンテンツとしての活用に向けた研究や、擬似的なマイクロデータの作成に係る検討等、二次的利用を取り巻く新たな動向についても参考情報として把握しつつ、更なる利用促進に向けた方策等を検討することが必要であると考えられる。</li> <li>・ また、今回の審議では、更なる利用者の利便性向上を図る観点から、海外の利用者を含め、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を中心とした統計データ等の提供・情報発信等の実態を把握し、その取組の推進についても検討する必要があると考えられる。</li> </ul> |
| 関<br>係<br>府<br>省 | 総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 事項               | <p>3 - ( 2 ) 効率的な統計作成<br/>- 行政記録情報等の活用 -</p>   |
| 選<br>定<br>理<br>由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政記録情報等の活用は、正確かつ効率的な統計作成や、報告者負担の軽減等の観点から重要な課題とされ、これまでの施行状況審議においても、重要検討事項として、その動向を注視してきたところである。</li> <li>・ 今回の審議においては、これまでの審議結果も踏まえつつ、基本計画に掲げられた事項のうち、他のWGの検討対象外となっている事項を対象に、改めてその取組・検討状況を確認し、推進の余地等を検討する必要があると考えられる。</li> <li>・ なお、この検討に当たっては、行政記録情報等の活用に際して阻害要因となる電子化の状況や手続き上の制約等に係る対処方策、活用に当たっての事務・コストの発生等にも留意して行う必要があると考えられる。</li> </ul> |
| 関<br>係<br>府<br>省 | <p>総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 事項   | <p>3 - ( 3 ) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>- 「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上 -</p>   |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的統計における「品質保証 (Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。</li> <li>・ 我が国では、基本計画を踏まえ、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に沿った取組が進められているところであるが、2012年の国連統計委員会における「一般的な国家品質保証フレームワーク (NQAF)」の採択や、統計委員会からの日本品質管理学会に対する研究の要請など、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。</li> <li>・ このような環境変化の中、基本計画に掲げられた品質保証に関する取組状況を精査することにより、更なる推進の余地等について重点的に審議する必要があると考えられる。</li> </ul> |
| 関係府省 | <p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 事項   | <p>3 - ( 4 ) 緊急ニーズへの対応</p> <p>- 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応 -</p>  |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画においては、大規模災害の発生などに伴う統計の作成・提供に係る緊急ニーズへの対応として、行政記録情報等の活用、既存統計の特別集計の実施、附帯調査の実施についての検討のほか、承認審査事務の簡素化・迅速化等の対応が掲げられている。</li> <li>・今般の東日本大震災に際しては、これらの対応に加え、地方公共団体や統計調査員の協力も得て、おおむね以下のような取組が行われてきた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>報告期限の延長、調査実施・公表の延期等</li> <li>調査・集計地域の一部除外等</li> <li>上記の措置及びそれに伴う集計方法の変更等についての国民への周知（一元的な情報提供等）</li> <li>被害地域における実査機能の実情把握・回復支援</li> <li>実査回復後の適切な集計結果の公表（欠測値の補完集計、追加調査結果の集計等）</li> </ul> </li> <li>・このため、これらの状況を適切に記録に残すことを含め、今回の対応状況について集約して整理し、今後の教訓とするため、引き続き重点課題として審議する必要があると考えられる。</li> </ul> |
| 関係府省 | <p>総務省政策統括官（統計基準担当）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</p>   |